



福岡医発第 1236 号 (地)
令和 4 年 8 月 1 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について (指示)」
の一部改正について

今般、標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省より日本医師会を通じて連絡がありました。

本改正は、「コミナティ筋注」、「スパイクバックス筋注」による 4 回目接種 (第二期追加接種) の対象者に、「医療従事者等及び高齢者施設等の従事者」を追加するとともに、「ヌバキノビット筋注」の 1・2 回目接種 (初回接種) の対象者を「12 歳以上の者」と変更するものです (令和 4 年 7 月 22 日より適用)。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員に対しご周知いただきますようお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菫 敏

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」
の一部改正について

今般、厚生労働省より、[令和 4 年 5 月 30 日付日医発第 441 号（健Ⅱ）](#)をもって貴会宛てにお送りした「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の改正について、厚生労働大臣より各都道府県知事を通じて各市区町村長に通知した旨、本会宛て周知協力方依頼がありました。

本改正は、「コミナティ筋注」、「スパイクバックス筋注」による 4 回目接種（第二期追加接種）の対象者について、「18 歳以上の者（18 歳以上 60 歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）」とするものです。

また、「18 歳以上の者」とされていた「ヌバキソビッド筋注」の 1・2 回目接種（初回接種）の対象者については、「12 歳以上の者」に改正されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

（参考）

第 33 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26922.html

事 務 連 絡
令和4年7月22日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局
予防接種担当参事官室
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を改正し、令和4年7月22日から適用することについて、各都道府県知事を通じ各市町村長(特別区長を含む。)に対して通知しました。

貴会及び地域医師会におかれましても、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について、引き続き格段のご協力をお願いいたします。

厚生労働省発健0722第10号
令和4年7月22日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働大臣
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、厚生科学審議会において、以下の内容について妥当との結論が得られたことから、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を別紙のとおり改正し、令和4年7月22日から適用する。

なお、主な改正内容は下記のとおりである。

記

- 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種において組換えコロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)を使用する場合の対象者について、現在は「18歳以上の者」としているところ、「12歳以上の者」とすること。
- 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第二期追加接種においてコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)及びコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)を使用する場合の対象者について、現在は「18歳以上の者(18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。)」としているところ、「18歳以上の者(18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)」とすること。

(別紙)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）
(令和３年２月１６日厚生労働省発健０２１６第１号 厚生労働大臣通知)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
厚生労働省発健０２１６第１号 令和３年２月１６日	厚生労働省発健０２１６第１号 令和３年２月１６日
一部改正 厚生労働省発健０５２１第２号 令和３年５月２１日	一部改正 厚生労働省発健０５２１第２号 令和３年５月２１日
一部改正 厚生労働省発健０５３１第３号 令和３年５月３１日	一部改正 厚生労働省発健０５３１第３号 令和３年５月３１日
一部改正 厚生労働省発健０８０２第２号 令和３年８月２日	一部改正 厚生労働省発健０８０２第２号 令和３年８月２日
一部改正 厚生労働省発健１１１６第５号 令和３年１１月１６日	一部改正 厚生労働省発健１１１６第５号 令和３年１１月１６日
一部改正 厚生労働省発健１２１７第１号 令和３年１２月１７日	一部改正 厚生労働省発健１２１７第１号 令和３年１２月１７日
一部改正 厚生労働省発健０２２１第５号 令和４年２月２１日	一部改正 厚生労働省発健０２２１第５号 令和４年２月２１日
一部改正 厚生労働省発健０３２５第４号 令和４年３月２５日	一部改正 厚生労働省発健０３２５第４号 令和４年３月２５日
一部改正 厚生労働省発健０５２５第１号 令和４年５月２５日	一部改正 厚生労働省発健０５２５第１号 令和４年５月２５日
<u>一部改正 厚生労働省発健０７２２第１０号</u> <u>令和４年７月２２日</u>	

〈改正後〉

〈現 行〉

各

市	町	村	長
特	別	区	長

 殿

厚 生 労 働 大 臣
 (公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

- 1 対象者
貴市町村（特別区を含む。）の区域内に居住する 5 歳以上の者。
- 2 期間
令和 3 年 2 月 17 日から令和 4 年 9 月 30 日まで

- 3 使用するワクチン
 (1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記 1 のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジン R NA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 2 月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたものに限る。）	12 歳以上の者
--	----------

各

市	町	村	長
特	別	区	長

 殿

厚 生 労 働 大 臣
 (公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

- 1 対象者
貴市町村（特別区を含む。）の区域内に居住する 5 歳以上の者。
- 2 期間
令和 3 年 2 月 17 日から令和 4 年 9 月 30 日まで

- 3 使用するワクチン
 (1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記 1 のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジン R NA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 2 月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたものに限る。）	12 歳以上の者
--	----------

〈現 行〉

- 3 -

〈改正後〉

〈現 行〉

14 条の承認を受けたものに限る。)		14 条の承認を受けたものに限る。)	
組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和 4 年 4 月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	18 歳以上の者	組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和 4 年 4 月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	18 歳以上の者
(3) 第二期追加接種 第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記 1 のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。		(3) 第二期追加接種 第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記 1 のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。	
コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 2 月 14 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	18 歳以上の者（18 歳以上 60 歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)	コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 2 月 14 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	18 歳以上の者（18 歳以上 60 歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。)
コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 5 月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	18 歳以上の者（18 歳以上 60 歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)	コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 5 月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	18 歳以上の者（18 歳以上 60 歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。)

(改正後全文)

厚生労働省発健0216第1号
令和3年2月16日
一部改正 厚生労働省発健0521第2号
令和3年5月21日
一部改正 厚生労働省発健0531第3号
令和3年5月31日
一部改正 厚生労働省発健0802第2号
令和3年8月2日
一部改正 厚生労働省発健1116第5号
令和3年11月16日
一部改正 厚生労働省発健1217第1号
令和3年12月17日
一部改正 厚生労働省発健0221第5号
令和4年2月21日
一部改正 厚生労働省発健0325第4号
令和4年3月25日
一部改正 厚生労働省発健0525第1号
令和4年5月25日
一部改正 厚生労働省発健0722第10号
令和4年7月22日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働大臣
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 対象者

貴市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に居住する5歳以上の者。

2 期間

令和3年2月 17 日から令和4年9月 30 日まで

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2) (令和3年2月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。)第 14 条の承認を受けたものに限る。)	12 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2) (令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	12 歳以上の者
コロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター) (令和3年5月 21 日にアストラゼネカ株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	18 歳以上の者(18 歳以上 40 歳未満の者にあつては、接種の必要がある場合に限る。)
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2) (令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	1回目の接種時において5歳以上 12 歳未満の者
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(令和4年4月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	12 歳以上の者

(2) 第一期追加接種

第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2) (令和3年2月 14 日にフ	12 歳以上の者
---	----------

ファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2) (令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	18 歳以上の者
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2) ワクチン(令和4年4月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	18 歳以上の者

(3) 第二期追加接種

第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2) (令和3年2月 14 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	18 歳以上の者(18 歳以上 60 歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2) (令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	18 歳以上の者(18 歳以上 60 歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)

以上